

知的発達障害部会

【知的発達障害部会とは】

東社協に加盟する都内・都外の知的障害児・者施設・事業所によって組織される。障害者総合支援法による障害者福祉サービス利用者増と特別支援学校の卒業生の増加等を背景として会員施設は増加している。現在会員数は393となっている。また、部会活動は施設長を中心とした経営研究会と従事者を中心に構成される利用者支援研究会があり、両方で役員会を構成している。

この役員会のもとに、施設種別によって児童施設分科会、入所施設分科会、通所施設分科会、地域支援分科会及び生活寮・グループホーム等ネットワーク委員会の各分科会活動が行われている。

また、種別横断的な専門委員会としては、広報、研修、人権擁護、本人部会支援の4つの委員会がある。各分科会の代表幹事と委員会の長は部会役員となり、毎月開催される役員会にすべての活動が集約できる仕組みとなっている。

役員会直属の機関として、施策検討調査研究委員会、不祥事予防対応委員会があり、特別委員会として、本人部会、都外施設特別委員会、福祉マラソン企画実行委員会、東日本大震災復興支援特別委員会、強度行動障害支援指導者養成特別委員会がある。

さらに、東社協の他の障害関係部会との連携による東社協障害者福祉連絡会、東京の知的発達障害関連団体との連携した障害関係団体連絡協議会などにより政策提言など行っている。

【提言項目1】

福祉人材の育成と確保

【現状と課題】

福祉の現場において慢性的な人材不足に各事業者は、頭を悩ませている。若い人材は、福祉の現場で働きたいと思う人が福祉の人材ニーズに比べて少ない。福祉系の大学や専門学校との連携と魅力ある現場づくりが必要である。また、福祉の仕事を目指す人への情報提供や就労体験の場を確保し、人材を広く育成確保する手段が必要である。

【提言内容】

(1) 福祉系の大学や専門学校との連携

- ・相談事業や発達障害に対応できる専門職の育成を期待する。専門職は、ケアワークができ、現場との信頼関係を築き上げられる人を望む。相談業務は、単一では成り立たない。福祉の現場を理解し、連携することで本当の専門職としての仕事ができる。
- ・福祉事業所と医療や就労とをコーディネートできる人材の育成を期待する。福祉の知識だけでは、これからの福祉のニーズには対応できない。人と人をつなぐ仕事に誇りを持って取り組む人を育成していただきたい。
- ・虐待や人権侵害への徹底した教育を期待する。障害者の権利に関する条約もやっと批准された。障害者虐待防止法と共に障害者の人権を大切にする人材を育成していただきたい。

(2) 魅力ある職場づくり

- ・仕事に見合った賃金設定のできる仕組みを期待する。国では、処遇改善という仕組みを設定し、福祉の現場の底上げを実施した。東京都としても魅力ある職場づくりのために必要な措置を考えていただきたい。
- ・福祉専門職としての役割と業務を明確にする。福祉事業所は、専門職の必要性を認識しつつも業務として明確にされていない。相談、コーディネート、事業所の垣根を越えた同業種との連携や支援、支援の難しい人や触法の方への支援など様々な専門職を必要としている。魅力ある職場の一つとして専門職について考えていかなければいけない。

- ・人との関わりの仕事の楽しさと意義を発信する。利用者も職員も生きがい、やりがいを感じられる場所であることを広くアピールしていく必要がある。一つの取り組みとして、ドリームプラン・プレゼンテーションがある。それぞれの事業所や団体は、自分たちの歩みを、自信を持ってアピールしていくべきである。

【提言項目 2】

特別支援学校の卒業生の増大に対応した日中活動の受け皿の不足

【現状と課題】

2年後、3年後の特別支援学校の卒業生の日中活動の場が、足りなくなるという自治体からの声が出ている。来年度の卒業生には、定員枠を増やすなどの対応でやりくりをしているとの声を聴くと逼迫した状況がある。特に、生活介護の事業所不足が深刻になりつつある。今後、自治体の日中活動の状況を把握する調査を行い、どのような施策が必要であるのかを示していきたい。また、東京都と連携することで調べるだけで終わらず、今後の施策推進に活かせるものと考えていきたい。

【提言内容】

(1) 東京都と知的発達障害部会の連携した調査

- ・自治体への調査は、東京都がデータとして持っているものが沢山あり、その実態がこない。これらの数値は、将来的な問題を示しているはずである。知的発達障害部会は、東京都と共に福祉を考えるという観点から必要な調査を行い、開示可能な東京都の持つデータを共有して、課題に取り組んでいく必要がある。
- ・日中活動事業所への調査は、加盟する東社協の知的発達障害部会事業所へのアンケート調査を行うとともに、各事業所が今後の取り組みに必要な道標となるようにする必要がある。自治体、支援学校への調査と合わせて、自らの取り組みを考えることが大切である。
- ・支援学校への調査は、小学部6年、中学部3年、高等部3年の12年先までのサービスを必要とする人の状況を示す。高等部は、普通学級や特別学級からの応募者もあり、必要な課題が見えてくる。個人情報という壁と、必要なサービスなど、より身近な支援が受けるために知的発達障害部会は、東京都全体の必要なサービスを模索する支援学校とのチャンネルづくりを始めなければならない。

(2) 現状を把握したうえで、必要な施策を話し合う機会

- ・知的発達障害部会との話し合いは、毎年予算要望という形で進められている。現状を知ってもらおう意味はあるが、そろそろ次のステップに進むべきではないか。
- ・保護者等の会との話し合いは、知的発達障害部会と4団体の話し合いが定例的にされている。個々の団体での要望は継続しつつ、5団体としてどのような役割を担うのかを示す時期に来ている。

【提言項目 3】

相談事業所の設置促進とサービス利用計画への取り組み

【現状と課題】

自治体によって取り組みに相当に温度差がある。サービス利用計画については、ほぼ対応が出来る自治体から基本的にセルフプランで対応したいという自治体まである。国の動向も十分な情報がなく、平成26年の末までに支給決定を受けている全ての人にサービス利用計画が義務付けられることだけが決まっている。今のままで、混乱なく国の目指している体制が取れるのだろうか。

【提言内容】

- (1) 相談事業所の設置促進
 - ・必要な相談事業所を設置する。
 - ・相談事業だけでは、事業所の運営が成り立たない。自治体が支援できる体制を東京都が取るべきである。
- (2) セルフプランのわかりやすい手引きの作成とサポート
 - ・知的障害の方もセルフプランを活用することは、大変に良いことだと思う。しかし、自分だけで作るには、いくつもの課題がある。プランを受け取る窓口でのサポートやセルフプランを作るためのサポート体制が必要である。
 - ・わかりやすい手引書を作成し、自分で作るプランが作れる手助けをする。
- (3) サービス利用計画に関する正確な情報
 - ・「平成 27 年 4 月からは、サービス利用計画が作成されていないと支給決定がされない」という情報がある。他県では、圏域化が進められて相談体制も整えられて、対応が進められている。東京都の場合は、自治体単位で進められて、自治体ごとの対応に開きがある。「現在支給決定されている人も 27 年 4 月をまたぐ時点でサービス利用計画が作成されていないと、給付費の請求が出来なくなる」という話も聞く。正確な情報を伝え、必要な体制を取らなければならない。